

平成 25 年 8 月 19 日

小牧市都市計画審議会  
第 1 回 議 事 録

都市建設部都市政策課

## 小牧市都市計画審議会議事録

- 1 平成 25 年 8 月 19 日 平成 25 年度第 1 回小牧市都市計画審議会が小牧市役所本庁舎 601-1 会議室に招集された。
- 2 出席委員は、次のとおりである。

長 田 宏	山 本 典 男	山 下 智 也
鈴 木 義 久	白 鳥 洋 子	大 塚 俊 幸
川 島 公 子	小 川 真由美	澤 田 勝 巳
伊 藤 茂	安 江 美代子	落 合 勝 之
水 野 正 樹		

(山 下 正 幸 代理)
- 3 欠席委員は、次のとおりである。

稲 垣 孝 子
- 4 会議事件は、次のとおりである。
  - 1 議事録署名者の選任
  - 2 議案審議

議案第 1 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について
- 5 会議の傍聴人  
な し
- 6 議案の説明者は、次のとおりである。

都市政策課

(午後 2 時 00 分開会)

## 事務局

本日は、お忙しいところ、また大変お暑いところご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

只今より平成 25 年度第 1 回小牧市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日、稲垣孝子委員におかれましては所用のため、ご欠席ということで連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。

本日の出席委員は 13 名であります。従いまして、委員総数 14 名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市計画審議会運営規程第 6 条第 1 項により本日の会議は公開とさせていただきます。なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、小牧市ホームページにより公開をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部長 江口より挨拶を申し上げます。

## 都市建設部長

皆さんこんにちは。都市建設部長の江口でございます。

本日は、公私ともどもご多忙の中、またお暑い中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきます議案につきましては、小牧市で定めております都市計画案件のうち尾張都市計画生産緑地地区の変更についての 1 件となっております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 事務局

続きまして、大塚会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

## 議長

皆さん、こんにちは。会長を務めさせていただいております中部大学の江口でございます。

お盆が過ぎたら多少は涼しくなるかと思っておりますが、なかなか暑い日が続いております。本日は平成 25 年度第 1 回目の審議会ということになります。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。今日は第 1 回目ということで今お話がありましたように生産緑地地区の変更についてということで議題は一つだけではありますが、重要な事項でございますので、慎重にご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。

続きまして、議事に先立ち委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。小牧警察署長の交代がございましたので、それに伴いまして、水野正樹委員が新たに就任をされました。なお、委員の皆様のお手元には、審議会委員及び事務局の名簿を配布させていただいておりますのでご確認をいただきたいと思います。

それでは、議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 議長

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。まず日程第1議事録署名者の選任を議題といたします。小牧市都市計画審議会運営規程第8条において、会長が2名を指名するということになっておりますので指名させていただきます。

本日の議事録署名者を、長田 宏 委員と山本 典男 委員、お二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、日程第2議案審議に移りたいと思います。議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より提案理由の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

## 事務局

それでは、議案第1号について提案理由とその内容の説明をさせていただきます。

議案をご説明する前に、生産緑地地区につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地等のうち、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境形成を図ることを目的といたしまして、都市計画法第8条第1項の規定に基づき都市計画決定しているものであります。本市におきましては平成4年から生産緑地地区の指定を行っております。

生産緑地法によりまして、生産緑地につきましては農地として営農することを義務付けられるため、建築や宅地造成等の行為は原則出来ないこととなっております。

ただし、生産緑地に係る農業の主な従事者が死亡もしくは今後の農業従事が不可能となるような故障をした場合には、生産緑地法第10条の規定に基づきまして、買取り申出をすることができることとなっております。その買取り申出後、買取りおよび斡旋等を行いまして、所定の期間内に所有権の移転が行われなかった場合につきましては、同法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除されます。従いまして、農地以外の利用が可能となるわけであり

ます。また、公共施設等の用地として買収がされた生産緑地につきましても、農地以外の利用が行われることとなります。なお、その農業従事が不可能となる故障の判断につきましては国土交通省令で定められました故障、または医師の診断書におきまして病名及びその病名によって今後、農業従事することが不可能である旨が記載された診断書によることとしておりま

す。

こうした生産緑地法に定める手続きを経まして、行為の制限が解除されたものなどにつきましては都市計画法上の地区指定から除外する必要があるため、今回の生産緑地地区の変更をお願いするものであります。

それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。  
議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更についてであります。  
生産緑地地区の一団数及び面積を変更しようとするものであります。

一団数では、337 団地から7団地を減じて 330 団地としようとするものであり、面積では、55.2 ヘクタールから 1.4 ヘクタールを減じて 53.8 ヘクタールとしようとするものであります。

続きまして、変更内容についてであります。1として、生産緑地法第10条による買い取り申し出に伴い、同法第14条に基づく制限解除となったものが14件、12,465平方メートルの減であります。2といたしまして、1の買い取り申し出に伴う制限解除により、残る一団の生産緑地の面積につきまして、生産緑地法第3条による指定面積条件であります500平方メートル未満となったことに伴う制限解除が2件、326平方メートルの減であります。3といたしまして、公共施設の敷地となったことに伴うものが2件、854平方メートルの減であります。

箇所別の詳細につきましては、議案書2ページにお示しをさせていただいております。

位置および区域の変更箇所につきましては、3ページから14ページの計画図にお示しをさせていただいております。今回除外する地区につきましては、図面中、黄色で着色した箇所であります。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお願いいたします。15ページでございます。

それぞれの一団につきまして、買い取り申し出の日付及び行為の制限解除通知日を記載しております。

なお、この変更案の縦覧につきましては、本年7月3日から7月17日までの2週間行いました。期間中4名の縦覧者がありましたが、意見書の提出は無かったことをご報告させていただきます。

また、本日、議決をいただきました後は、愛知県知事との協議を経た後に変更の告示となる予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## 議長

それでは提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見ございましたら発言を認めます。いかがでしょうか。

## 委員

市街化区域内のですね、生産緑地というのは貴重な調整池ですとか雨水のですね、遊水池みたいな機能をもっておるんですね。でもこれをみると畑も割合ありますけども特に農地なんかですと一団になっているところがバラバラに埋められたり。そういうことになるとこれやっぱりそういう調整池機能がなくなるのに対してですね、雨水、排水施設を拡張していくとか、プロセスじゃないけど川でも埋まりっぱなしになってたり、草林になってたり、そこで流水機能がわりと落ちてるところも見受けられますので、そういうことの整備だとか、減っていくことに対して力いれてもらうといいんじゃないかというふうに思います。せつかくの機会なんで。

## 議長

今のはご意見ということになります、何かそれについて事務局の方からあれば、ご発言を認めます。

## 事務局

委員よりご指摘のとおり生産緑地につきましては、市街化区域内の貴重な洪水調節の機能も担っていらっしゃるところであります。そういう観点ではできるだけ保全していくべきものということになるのですが、かたや一方では、市街化区域であり本来、適正な事業活動が行われて市街化を推進していくべき地域ということもありますので、そのあたりの調整、バランスをはかりながら施策を進める必要があるものと考えております。生産緑地が減っていくことに関しましては現在全国的な流れでもありますし、それから農地法ですとか、もう一つは相続税法など、多岐に渡るような課題も含んでおりますので、できるだけ国の情報を収集しながら小牧市としても色々な方策を検討して参りたいというふうに考えております。

## 議長

他にいかがでしょうか。

## 委員

地図の11ページ、除外区域として33-19というのがありますね。生産緑地の真ん中に、除外する区域。これは死亡という理由ですか。なにか利用される計画があるんですか。

## 議長

11 ページの 33-19 ですけれども、箇所別調書には「死亡による申出」というふう  
に書いてあるけれども、その通りでいいのかという確認ですね。

## 委員

延長じゃなしになにか、延長されない理由。

## 事務局

議案書の 2 ページをご覧くださいと思うんですけれども、その下から 6 行目の  
ところに 33-19 という一団番号があります。それにつきまして右の方に理由が記載さ  
れており、「死亡による申出」ということになってますので主たる従事者の死亡による  
解除であるということになります。

## 議長

他にいかがでしょうか。

## 委員

先程落合委員も言われたんですけれどもやはり年々、この生産緑地が減ってきてい  
ることが影響あると思うんですけど近頃の豪雨ですね、小さいところでも宅地開発  
がほんとに今どんどん進んでるので、その加減で一時的に宅地まで水があふれてくる  
ような状況で非常に多く相談があるんですね。そういう面で、やはり緑地の保全とい  
うのは、すごく大事なことだというふうに思うんですけれども、今の話からいくと今  
のところ緑地の保全のための対策としては、特にないのでしょうか。生産緑地以外に  
は。

## 議長

今のご質問は市街化区域の中の生産緑地がどんどん減っていくけれども、それに対  
して市街地の治水とかそういう部分に対する対策というのは万全なのか、というそう  
いうご質問ですか。

## 委員

実際にですね、緑地が減ることによって宅地開発をされますよね。そういうところ  
が増えてきてるので、本来だと貯留の機能があったところが宅地になってしまうと、  
宅地になったところが、浸水まではいかなくても、やっぱり局地的な豪雨で、床下と  
かそういう被害がでてくる。そういうことの相談が多いので緑地を保全するための対  
策としてなにかないんでしょうか。

## 議長

落合委員のご質問とかなり重複する部分はあると思いますが、繰り返しになるかもわかりませんがお願いします。

## 事務局

市街化区域の中でございますので、本来、市街化区域におきましては下水道の整備ですとか河川の整備などが行われるものであります。ある程度、想定するなかで整備をして参りますけれども、この生産緑地といいますのは土地所有者の方々の申出によってその指定がされているという経緯がありまして、本来、市街化区域で諮っていくべき洪水調節の機能に付け加える形の指定であるというふうに考えておりますので、その生産緑地が減っていったから、すぐ洪水などが起こるというような想定での対策ではないというふうに考えております。

## 議長

私からも確認ですが、基本的には市街化区域内の生産緑地というのは治水的な、調整池的な役割も果たすけれども、それを前提に市街地の排水対策を立てているわけではなく、本来、宅地化をされることを前提に治水のほうは計画を進めているので基本的には大丈夫だろうという話だと思います。計画上は、ですけれども。

## 議長

他にいかがでしょうか。他に特にご意見がないようですので採決に入りたいと思います。

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更については原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

## 議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更については原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第3 その他に入りたいと思います。事務局から何かございますか。

## 事務局

それでは次回の審議会の開催予定について申し上げます。次回の議題といたしましては新交通システム桃花台線に係る都市計画の変更(廃止)についてを予定しております。これは、愛知県が決定する都市計画案件でありますけれども、小牧市に対する意見聴取として市の都市計画審議会に諮り、結果を県の都市計画審議会の方に回答するものであります。



なお、開催時期につきましては、本年12月24日、火曜日の午後2時からを予定しております。年末のお忙しい中、大変恐縮ではありますが、ご予定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。

## 議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。短い時間ではありましたが、慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

個人的には生産緑地ということで、かなり機械的に審議をしていくということになっているわけですが、やはり市として生産緑地をどう位置づけて、どう活用していくのか、そこらへんもまた別途、都市計画を進めていくなかで考えていかないといけないのかなあと感じたところではあります。今日は以上、全て終了ということで、これをもちまして、平成25年度第1回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

平成 25 年度第 1 回小牧市都市計画審議会議事日程

1 議事録署名者の選任

2 議案審議

議案第 1 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

3 その他

上記の模様を収録し、その相違なきことを証するために署名します。

平成 年 月 日

1 会 長

1 議事録署名者

1 議事録署名者